

答弁書第八十二号

内閣参甲第九二号

昭和二十四年五月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員青山正一君提出出荷、荷受機関の設立と協同組合理念の相克についての質問に対し別紙答
弁書を送付する。

參議院議員青山正一君提出出荷、荷受機關の濫立と協同組合理念の相克についての質問に

對する答弁書

現行水產物配給規則は、水產物集出荷機關の公認については一定の資格條件に基き登録を爲すことに規定されており水產業協同組合であるといふにかかわらず、一定の資格條件に基き登録をなすのは、水產物の集荷配給の円滑を目的としているものであります。併しながら水產業團體の解散と水產業協同組合の設立との時間的間隙を利用し集出荷機關の設立を目論み、それが將來集出荷機關の濫立を來たし円滑なる集荷配給を阻害すると認められるものは、よくその内容を検討し事情に應じて処理すべきものと考へるものであります。